

「専門委員会とりまとめ 2026(案)」に対する 意見及び意見に対する考え方

■ 意見募集期間：令和8年8月1日(土)から令和8年9月1日(火)まで

■ 意見提出数：13件(法人・団体:8件、個人:5件)

■ 意見提出者：※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

1	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
2	株式会社インターネットイニシアティブ
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	株式会社NTTドコモ
5	株式会社オプテージ
6	Google合同会社
7	ソフトバンク株式会社
8	KDDI株式会社
—	個人(5件)

電気通信事業法第 27 条の 3 に基づき講じられる措置の実施状況

(評価レポート(案)本文 第 3 章第 3 節 10 参照)

■法第 27 条の 3 の規制の在り方(総論)

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1 現時点で法第27条の3の規制を直ちに撤廃しないとの方針や、中長期的な規制の撤廃・緩和に向けて、市場環境等の変化を踏まえながら、設定した指標に照らして継続的に検討を行うとする方針に賛同する意見。		
・ 値引き等の誘引に頼った競争慣行(実質 1 円での端末販売や SIM のみキャッシュバック合戦等)は依然として継続しており、現段階での値引き規制撤廃は過当競争を再燃させ、モバイル市場における通信サービスの魅力向上や次世代インフラ(6G、AI 等)といった未来への投資に向けた余力の減少に繋がることが懸念されます。そのため、現時点で法 27 条の 3 の規制を撤廃することを避ける方針に賛同します。 【株式会社 NTT ドコモ】 今般のレポート案において示された、法第 27 条の 3 に係る規制について、顕在化している課題への対応を図るとともに、中長期的な規制の撤廃・緩和に向けて、規制の最小化の可否を継続的に検証していくとの方向性に賛同いたします。 モバイル市場が公正・健全な競争環境を維持しつつ、事業者が通信サービスの提供を通じて適正な収益を確保し、その収益を原資としてネットワークやサービスへの継続的な投資を行い、その成果をお客様へ還元するという「好循環」を生み出せるよう、規制の撤廃・緩和を進めて頂く必要があると考えます。 今後、5G SA やミリ波、Beyond 5G といった次世代通信技術の発展により、通信サービスが提供する価値はさらに高度化していくことが見込まれます。こうした価値をお客様に十分享受いただくためには、ネットワークの高度化のみならず、それに対応した端末やサービスの普及も不可欠であり、ネットワーク・端末・サービスを三位一体で発展させていくことが重要と考えます。 一方で、短期解約問題をはじめとするモバイル市場において顕在化している課題は、事業者による継続的な投資や健全な競争環境の維持に影響を及ぼし得るものであり、結果として、このような「好循環」の実現を阻害する要因となり得ます。 このため、市場環境や利用者・技術動向の変化を踏まえながら、制度の在り方について継続的に検証・見直しを行うことが適当であると考えます。 その上で、今後の規制の在り方の検討にあたって設定された 4 つの評価軸及び指標については、規制の効果のみならず、その副作用や市場の持続的な成長への影響も把握できるものとするのが重要と考えます。具体的には、諸外国における端末割引規制の在り方や端末価格・普及状況との比較といった国際的な視点も取り入れ、我が国の規律が国際的に見て過度なものとなっていないか検証いただくことを要望いたします。 とりわけ、通信料金と端末代金の「完全分離」に係る規律については、通信と端末が	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後の規制の在り方の検討に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無

技術的に不可分となりつつあり、最新技術がもたらす価値をお客様に体感いただくためには対応端末の普及が不可欠であることから、通信料金を原資とした端末割引にも一定の妥当性があると考えます。 この点、韓国においては、2025 年 7 月に端末流通法が廃止され、利用者保護に関する規律を電気通信事業法に移管しつつ端末割引規制が撤廃されるなど、諸外国では我が国と異なる対応も見られます。こうした諸外国の制度見直しの動向や市場への影響も継続的に調査・分析いただいた上で、継続利用を条件とする利益提供を一律に禁止する現行の端末割引規制についても、中長期的な検討課題として位置付けていただくことが重要と考えます。 【KDDI 株式会社】		
現状の競争環境を踏まえ、電気通信事業法第 27 条の 3 の規制を直ちには撤廃しない方針に賛同します。 直ちに割引上限等を撤廃した場合、販売競争の過度な激化を招き、ホッピング・転売等を助長する懸念があります。こうした状況は、通信業界の健全かつ持続的な発展を阻害するおそれがあると考えます。 一方で、今後の中長期的な規制の撤廃・緩和に向けた検討においては、目指すべき市場の姿や政策の方向性を明確化した上で、海外市場の競争環境や規制動向等も含んだ多角的な指標に基づいて現状の市場・競争環境を分析・評価し、規制の在り方を検討することが適切と考えます。 なお、評価軸における利用者の理解・意識調査においては、単に絶対値のみをもって利用者の理解度を評価することは不適當であり、比較対象やベンチマーク等の基準を明確化した上で、客観的な指標に基づく検証が必要と考えます。また、同調査は、設問の表現や実施時期等によって回答結果が大きく変動する可能性があるため、調査設計及び結果の分析においては、こうした特性を十分に考慮することが必要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
現在の市場環境や法第 27 条の 3 に基づく規制の効果等を踏まえ、現時点において直ちに規制を撤廃することは避けることが適當であるとの評価・考え方に賛同いたします。 今後の規制の在り方の検討にあたっては、撤廃・緩和を結論ありきで進めるのではなく、モバイル市場において目指すべき 4 つの目的（①事業者間の適正な競争環境の実現、②利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択、③利用者間の不公平の是正、④通信料金の高止まりの解消）の達成状況を継続的かつ多角的に検証し、これらの目的が達成され、その状態が将来にわたり維持されることを十分に確認する必要があると考えます。 また、利用者利益を持続的に確保するためには、端末代金の値引き等の誘引力に過度に依存することなく、多様な事業者が通信サービスの料金、品質及び付加価値によって公正に競争できる環境を確保することが重要であると考えます。		

このため、今後の市場検証および規制の在り方の検討にあたっては、個別の指標が一定の水準に達したことのみをもって規制の緩和又は撤廃の可否を機械的に判断するのではなく、適正な競争環境が将来にわたり確保されるよう、利用者への直接的な影響に加え、MNOとMVNO間の競争に与える影響についてもMVNOを含む関係事業者から意見を聴取した上で十分に検証し、慎重に判断頂きますようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		
法第27条の3の規制については、直ちに撤廃することは適当ではないとの評価に賛同いたします。 過度な値引きや囲い込みの解消に一定の効果が認められる一方で、端末値引きに依存した競争慣行はなお継続していると整理されておりますところ、法第27条の3の今後の在り方については、過度な端末割引の誘因力に依存した利用者獲得競争を是正し、通信サービスの内容や品質による競争を促進するという制度の趣旨を踏まえつつ、利用者への影響、事業者間の競争環境及びMVNOを含むモバイル市場への影響を十分に検証したうえで、慎重に検討していただくことを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】		
・ 現在の市場環境を踏まえ、現時点において直ちに規制を撤廃することは避けることが適当であるとの本レポート案の評価・考え方に賛同いたします。 ・ 今後、規制の緩和・撤廃によりMNOによる過度な利益提供や囲い込みが拡大した場合、接続料の上昇等によりコストが増加する中、MVNOは事業構造上、大幅な利益提供を継続的に行うことは困難であり、市場から淘汰されるおそれがあります。 ・ このため、規制の在り方を検討する際にあたっては、MVNOを含む競争環境への影響を定量的に把握し、適正な競争環境が将来にわたり確保されることを十分に検証した上で、慎重に判断いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見2 今後の中長期的な規制の撤廃・緩和に向けた検討においては、利用者が自らのニーズに合った通信サービスを選択できる環境の構築・維持が引き続き重視されるべきであり、利用者がMVNOの特徴を正しく理解し適切に比較・検討できる環境整備を進めることを要望。		
今後の中長期的な規制の撤廃・緩和に向けた検討においては、法第27条の3の規制導入当時に目指した、利用者が自らのニーズに合った通信サービスを選択できる環境が構築・維持されているか、という観点が続けられべきと考えます。 モバイル市場においては、端末価格や通信料金の低廉性を重視する利用者だけでなく、分かりやすい料金体系、自身の利用実態に適したデータ容量、充実したサポート体制などを重視する利用者が存在します。MVNOは、料金面のみならずそれぞれの特色を活かしたサービスやサポートを提供することで、こうした多様な利用者ニーズに応える選択肢の一つとして、市場において一定の役割を果たしてきました。今後もMVNOが多様な利用者ニーズに応える選択肢としてその役割を果たし続けることは、利用者が自ら	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 利用者が通信サービスを適切に比較・検討できる環境整備や制度の効果検証等に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無

のニーズに合った通信サービスを選択できる環境を維持するうえで、非常に重要であると考えます。 事業者自身による創意工夫の継続を前提としつつ、総務省におかれましては、携帯電話ポータルサイトの活用や情報発信の充実等を通じて、利用者が MVNO の特徴を正しく理解し、適切に比較・検討できる環境整備を進めていただきたいと考えます。 その上で、多様な事業者による特色あるサービスの提供が今後も継続されるためには、事業者間で公正な競争が働いていることが不可欠です。今回設定された指標に基づく制度の効果検証や市場評価を通じて市場の状況を継続的に注視いただき、公正な競争が十分に機能していない懸念が認められる場合には、利用者利益及び競争促進の観点から、その是正に向けた必要な措置を検討いただくことを要望いたします。 【JCOM 株式会社】		
意見 3 検証に活用する意義に乏しいデータについて事業者の意見も踏まえつつ簡素化を図る方針に賛同。様式の削減・統合や報告頻度の低減などにより、行政と事業者双方の運用コスト・負担の削減を図ることを要望。		
・ 検証に活用する意義に乏しいデータについては、事業者の意見も踏まえつつ簡素化を図る方針に賛同します。報告項目は年々増加傾向にあり、当社を含めた各事業者は報告に係る業務に多くの稼働を要している状況です。様式の削減や統合、報告頻度の低減などにより、行政と事業者双方の運用コスト・負担の削減を図っていただきたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 4 法第27条の3では長期利用者への優遇が制限され、一部の新規契約者に利益提供が集中し、長期利用者が優遇されにくい不公平な状態にあることから、長期利用者への優遇が柔軟に実施できるよう規制の緩和を検討することを要望。		
・ 長期利用者（ロイヤルカスタマー）への還元は他業界の商慣習としても本来あり得るものでありますが、モバイル通信業界では制限されている状況です。MNP 等の一部の新規契約者に利益提供が集中し、長期利用者が優遇されにくい不公平な状態を是正するため、「継続利用割引」を柔軟に実施できるよう、規制の緩和を検討いただきたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】 法第 27 条の 3 は「2 年縛り」等の不当な期間拘束を防ぐことで電気通信事業者間の適正な競争環境を整備しておりますが、他業界で行われているような長期利用者や優良顧客への優遇を一切認められていない（※）ことによる契約の長短や利用額の多寡を踏まえた消費者間の不公平についても考慮すべきと考えます。 ※施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号、6 か月超の契約者に対する継続利用割引の上限は一律・年 1 か月分の利用料相当額。 今後、適正な競争と長期利用者や優良顧客への優遇措置とのバランスについての議論が行われることを希望します。 【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、長期利用者への還元等を含む継続利用に係る規制の在り方等については、今般設定した指標に照らして、今後見直しを検討することが適当であると考えます。	無

■顕在化している課題への対応

短期解約問題		
意見5 分割での利益提供を最長1年間実施できるようにする規制の見直しに賛同。更なる規制の見直しについて検討することや、実効性や柔軟性を確保できる制度設計を要望。		
- 新規契約のホッピング行為を行う者が利益提供の恩恵を多く受けており、利用者間の不公平が生じている状況は解決すべき課題と考えます。現行のスイッチングコスト規制（違約金規制等）の下では、事業者の自主的努力のみでホッピングを防止するには限界があるため、分割での利益提供を最長1年間実施できるようにする規制の見直しに賛同します。 - 一方で、販売現場での競争対抗上、結果的に継続利用を求めず、現状と同様に契約時での一括での利益提供に収れんしてしまうことを懸念する有識者からの指摘もあったところです。今回の規制見直し後においても、ホッピング行為が依然として存在する等、規制見直しの効果が限定的なまま不健全な市場競争が継続する場合には、「新規獲得を条件とする利益提供上限額（現行2万円）の引き下げ」など、さらに直接的な規制対処についても継続して検討いただきたいと考えます。	【株式会社NTT ドコモ】 最長12か月間の分割による乗換え特典の付与を可能とする方向性は、短期解約問題への実効的な対策となりうるものであり、その方向性に賛同いたします。 一方で、利益提供期間が最長12か月に限定されていることを前提とすれば、分割利益提供の具体的な設計においては過度な制約を設けるべきではないと考えます。各事業者の経営判断に基づく柔軟な施策実施が可能となる制度とすることは、事業者の創意工夫による多様なサービス・施策の創出を促し、ひいては利用者への提供価値の向上と事業者間の健全なサービス競争の促進につながるものと考えます。 分割利益提供に関する具体的なルールについては、今後、関係者の意見を聴取しながら検討が行われるものと認識おりますが、当社としては、一括利益提供及び前半傾斜型の利益提供に加え、後半傾斜型利益提供についても、一定の制約を設けた上で許容いただくことを要望いたします。 後半傾斜型の利益提供に設ける一定の制約の例として、以下のような客観的かつ明確な基準を設けることも考えられ、これにより過度な囲い込みを防止しつつ、ホッピング対策の実効性を高めることが可能と考えます。 ＜分割利益提供に関する基準例＞ - 各月の利益提供額について、最大額が最小額の2倍を超えないこと。 - 施策対象期間の後半に付与される利益提供額の合計が、利益提供総額の3分の2を超えないこと。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本評価レポート案に記載のとおり、新規契約を条件とした利益提供における継続利用条件の緩和によって、利益提供の設計に一定の柔軟性が認められることにより、短期解約問題に対する一定の抑止効果が期待されるものと考えられるところ、今般の規制の見直しにより柔軟な対応が可能になった後も事業者が一括での利益提供を選択する場合は、短期解約問題はあくまでも事業者自身の事業戦略の結果に過ぎないと考えられます。そのため、事後検証においては、まず自主的対策や今般の規制の見直しを踏まえた対応について、MNOにおいて必要な取組を尽くしているか検証することが適当であり、必要な取組を尽くしたとしてもなお、問題があるとの評価に至った場合に、更なる規制の見直しを検討することが適当であると考えます。その際、規制の見直しにより柔軟な対応が可能になった後も事業者が一括での利益提供を選択する場合には、事業者においてその理由を含めて丁寧な説明が求められると考えます。また、制度設計の詳細については、関係者と協議しながら進めることが適当であると考えます。 ○ 制度設計の詳細に関する御意見については、今後の市場検証等の参考とし
		無

・ 利益提供を行わない月を設けず、対象期間を通じて毎月継続して利益提供を行うこと。 【KDDI 株式会社】 短期解約（ホッピング）問題は、これまでの制度改正に伴い顕在化した、喫緊に対処すべき問題であると考えています。 本問題については、MNO による自主的な取組も重要ではあるものの、自主的な取組のみでは対策として限界もあるため、規制による見直し（継続利用条件の緩和）をすすめる方針に賛同します。 具体的な見直しの内容については、短期解約の抑止策として実効性をより高める観点から、以下のような制度設計とすることがより効果的と考えます。 ・ 継続利用期間：事業者が提供した利益提供の回収には本来 3 年程度の期間※を要することも踏まえ、2 年～3 年のより長期間の設定を可能とすること ※2 万円の利益提供を前提として ARPU 及び営業利益率を基に試算 ・ 利益の付与方法：分割付与に限定せず、契約から一定期間経過後の付与や後半傾斜型の付与等、事業者による柔軟な設定を可能とすること また、短期解約の抑止策としては、継続利用条件の緩和に加え、短期解約時における違約金上限の引き上げも有効な手段と考えます。具体的には、少なくとも違約金が享受した利益提供額を上回る等、ホッピングを目的とした利用者にとって経済的メリットが生じない仕組みを可能とすることについても、今後の状況を踏まえ検討が必要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】 本評価レポート案 109 頁の案 1 につき、端末代金の値引き等の利益の提供は対象外となりましたが、転売ヤー対策としては有効と考えますので、今後必要性の検証等、議論が行われることを希望します。 また、案 2 の違約金の引き上げについても、短期解約問題の対策として有効と考えますので、今後も引き続き検討が行われることを希望します。 【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】	て承ります。	
意見 6 今回の規制の見直しは短期解約の抑止に一定の効果が期待できる一方、利用者のスイッチングコストを高め合理的なサービス選択を阻害する可能性があることから、MNP 数の推移や利用者意識等を確認し、見直しによる影響を継続的に検証することを要望。		
新規契約（乗換えを含む）を条件とする利益提供について、通信サービスの利用に連動した分割での利益提供に限り、最長 1 年間にわたる利益提供を可能とする方向で見直すことは、利益提供のみを目的とした短期解約を抑止する上で、一定の効果が期待できるものと考えます。 一方、最長 1 年間にわたる利益提供が広く実施された場合には、利用者のスイッチングコストを高め、利用者の合理的な通信サービスの選択を阻害する可能性があることから、見直しによる影響を継続的に検証することが重要です。 特に、「MNO と MVNO 間の競争に与える影響」の検証に当たっては、MNO と MVNO のシェ	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本評価レポート案に記載のとおり、今般の規制の見直し後の検証については、一定期間内の解約やMNPの数・割合の推移、MNO・MVNO間の競争に与える影響等について適宜フォローすることが適当であると考えています。	無

アだけでなく、MNO と MVNO 間の MNP 数の推移、利益提供の実施状況、解約・乗換え行動等の利用者意識を確認し、最長 1 年間にわたる利益提供が、利用者による合理的なサービス選択や、多様な事業者間の適正な競争環境の確保が阻害されていないか、十分に検証することを要望いたします。 また、新規契約を条件とする最長 1 年間の分割利益提供終了後に、料金プランの変更等に伴う既存の料金割引その他の利益提供施策が適用されることにより、個々の施策としては規律の範囲内であっても、全体として利用者の乗換えを長期間抑制するような実質的な囲い込み施策がおこなわれていないかについても、併せて確認することを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		
意見 7 今回の規制の見直しにより、利用者が割引額・割引期間等を正確に理解しないまま契約することが懸念されることから、利用者が容易かつ正確に理解できるよう事業者が明確に説明・表示することをガイドライン等に明記することを要望。併せて、不当な競争を引き起こすものでないか、モバイルスタックテストにおいて検証することを要望。		
新規契約（乗換えを含む）を条件とする通信料金割引について最長 1 年間にわたり実施することを認める方向性が示されたことにより、通信料金プランにおける割引後の料金のみが強く訴求され、利用者が割引額、割引期間、割引終了後の料金等の契約内容を正確に理解しないまま契約締結する懸念があります。 このため、事業者が当該割引を実施する場合には、割引の適用条件、割引額、適用期間及び割引終了後の料金等について、利用者が契約前に容易かつ正確に理解できるよう明確に説明・表示することを求めるなど、利用者の合理的なサービス選択を確保するために必要な措置をガイドライン等に明記することを要望いたします。 また、MNO と MVNO 間の適正な競争環境を確保する観点からは、モバイルスタックテストにおいては当該通信料金割引を利用者料金に適切に反映頂き、MNO の設定する料金が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないか検証頂きますようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、通信料金は通信サービスの対価であるため、通信料金割引により利用者が契約内容を誤解することがないように、消費者保護ルールに則り、割引の提供条件（割引期間や割引額等）を明示して案内することが適当であると考えます。ガイドライン等への明記に関する御意見については、参考として承ります。 ○ モバイルスタックテストに関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
- 新規契約を条件とする通信料金割引については、利用先や利用時期に一定の制約があるポイント還元等と比較して、利用者が経済的メリットを明確に認識しやすく、強い訴求力を有すると想定されることから、移動系通信市場の競争状況に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えます。 - このため、MNO と MVNO との適正な競争環境を確保する観点から、モバイルスタックテストにおいて、新規契約を条件とする通信料金割引額については、当該料金プランの新規加入者数で平均して算出する等、新規契約者を対象とした検証につながる制度を検討いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		

意見8 利益提供の分割付与は1回の利益提供額が通信料金を上回らない範囲で均等に付与することを原則とし、分割期間は6か月程度とする規律を設けることを要望。		
短期解約問題への対応については、利用者の正当な乗換えや事業者間競争を不当に阻害しないよう配慮しつつも、乗換え特典を目当てに短期間で乗換えを繰り返す行為（ホッピング）の抑止のため、短期解約者の手元に利益が残る競争構造を解消することを優先して検討すべきと考えます。 仮に乗換え特典の分割付与を認めることとする場合、分割期間の前半に利益提供額を集中させると一括で利益提供を行う場合と実質的に大きな差がなくホッピング行為の抑止につながらないおそれがあり、分割期間の後半に利益提供額を集中させると利用者に対する囲い込み（ロックイン）効果が生じ公正な競争環境を阻害するおそれがあります。 ホッピング抑止と公正な競争環境の確保の両立を図るため、乗換え特典の分割付与は、1回の利益提供額が通信料金を上回らない範囲で、分割期間を通じて均等に付与することを原則とする規律を設けていただくことを要望いたします。 また、分割期間については、最長12か月では月次均等付与を行った場合であっても利用者に対する囲い込み効果が生じ公正な競争環境を阻害するおそれがあることから、「競争ルールを検証に関する報告書2023」において「長期にわたって利用者を拘束しない期間」と整理されている6か月程度（最長6か月）が妥当であると考えます。 なお、現行ルールを見直した後は、見直しによる効果（ホッピング抑止効果や短期解約の発生状況、利用者の囲い込み効果が起きていないか等、MVNOを含むモバイル市場の競争環境への影響）の検証に加えて、MNOによる自主的な取組の状況について検証を行い、短期解約を助長する施策や今般の制度見直しの趣旨を逸脱する運用が行われていないかを、短期的のみならず中長期的な視点で継続的に検証を実施いただくことを要望いたします。 あわせて、SIMのみ契約に対する利益提供についても、現行の上限額（2万円）がホッピング行為を助長する要因となっていないか検証を行い、その結果を踏まえて上限額の妥当性について検討すべきと考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、今般の規制の見直しは、短期解約問題への対処としての有効性と過度な囲い込み行為の防止とのバランスを考慮し、乗換えから一定期間経過後に特典を付与することは引き続き禁止した上で、分割での利益提供に限り、最長1年間実施できるように見直すことが適当であると考えます。また、必要最小限の規制としつつも規制の潜脱につながらないよう、関係者と協議しながら、詳細な制度設計を進めることが適当であると考えます。 ○ 規制の見直し後の検証に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
意見9 今回の規制の見直しの効果を検証し、問題がある場合には、違約金の引き上げや利益提供の上限額の引き下げによる規制の見直しを検討することが適当とされたことに賛同。分割利益提供により実質的なスイッチングコストが高まることが懸念されることから、MNP数や利用者の解約行動等を把握し、公正な競争が阻害されていないか十分に検証することを要望。		
- 参考13「専門委員会のとりまとめ2026（案）」において、今後、規制見直しの効果を検証し、問題がある場合には「通信サービス解約時の違約金の引き上げ」や「利益提供の上限額の引き下げ」による規制の見直しを検討することが適当とされたことに賛同いたします。 - 一方、分割利益提供の期間中に他社へ乗り換える場合、利用者は将来受けられる利	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本評価レポート案に記載のとおり、今般の規制の見直し後の検証については、一定期間内の解約やMNPの数・割合の推移、MNO・MVNO間の競争に与える影	無

益を放棄することとなり、実質的なスイッチングコストが高まることが懸念されることから、MNP 数、利益提供の実施状況、利用者の解約・乗換え行動等を把握し、利用者による合理的なサービス選択や、MNO・MVNO を含む多様な事業者間の公正な競争が阻害されていないか十分に検証いただくと共に、過度な囲い込みが認められる場合には、最長1年間とする期間の妥当性を含め、制度の見直しを検討いただくことを要望いたします。 ・ なお、検証にあたっては、分割利益提供と料金プランの変更等に伴う料金割引を連続して適用する等により、実質的に利用者の乗換えを長期間抑制する囲い込み行為となっていないかについても、確認いただくことが重要と考えます。 【株式会社オプテージ】	響等について適宜フォローすることが適当であると考えています。	
意見10 乗換え特典の分割付与による違法行為防止効果は薄く、外国人や反社会的勢力によるホッピング及び回線の無断譲渡への対策として、特に外国人に対して個人番号カードによる電磁的認証及び記録を徹底する必要があるという意見。		
53 頁 2(a)「短期解約問題」について、「最長 12 か月間、分割して乗換え特典を付与できるよう現行ルールを見直すことが適当」としている。我が国において直近で極めて深刻な事態となっているのは、外国人や反社会的勢力によるホッピングおよび回線の無断譲渡であるため、特に外国人に対して個人番号カードによる電磁的認証および記録を徹底する必要がある。分割特典化による違法行為防止効果は極めて薄い。 【個人1】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、新規契約を条件とした利益提供における継続利用条件の緩和によって利益提供の設計に一定の柔軟性が認められることにより、短期解約問題に対する一定の抑止効果が期待されるものと考えます。 ○ 認証及び記録の徹底に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
意見11 今回の規制の見直しについて、実質的な不当な囲い込みに繋がっていないか、見直し後の運用状況について事後検証を行う旨を本評価レポートに追記することを提案。		
【提案】電気通信事業法第 27 条の 3(短期解約対策)におけるスイッチングコスト配慮の明記 1. 対象箇所 第3章 第3節 10. (2)「検証の結果・評価」(53 ページ) 2. 意見・改善案の具体的内容 短期解約(ホッピング)対策として、乗り換え特典の付与条件を最長 12 か月間分割して付与できるよう現行ルールを見直す方針(53 ページ)について、以下の配慮・確認事項を評価文言に追記することを提案します。 「最長 12 か月の分割付与を認める見直しにあたっては、乗り換えの円滑化(スイッチングコストの不当な引き上げ防止)という従来の規制趣旨とのバランスに十分配慮し、実質的な不当囲い込みに繋がっていないか、見直し後の運用状況について事後検証を行う。」	○ 本評価レポート案に記載のとおり、今般の規制の見直しは、短期解約問題への対処としての有効性と過度な囲い込み行為の防止とのバランスを考慮し、乗換えから一定期間経過後に特典を付与することは引き続き禁止した上で、分割での利益提供に限り、最長1年間実施できるようにするものです。今般の規制の見直し後の検証については、本評価レポート案の参考13「専門委員会とりまとめ2026 (案)」において、一定期間内の解約やMNPの数・割合の推移、MNO・MVNO間の競争に与える影響等	無

3. 理由・背景 短期解約対策の必要性は理解されるものの、分割付与の容認が事実上の拘束(引き留め)として機能し、利用者の自由な事業者選択を阻害するリスクが懸念されます。評価文言に「スイッチングコストへの配慮と事後検証」の1文を加えることで、消費者保護・競争促進という法律本来の目的との調和を図ることができます。 【個人2】	について適宜フォローすることが適当である旨記載しており、スイッチングコストの観点も本検証の中で確認することができると考えられることから、原案のとおりとします。	
端末購入プログラムにおける残価率算出ルール		
意見12 各社の裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制する方向で見直すとの方向性に賛同。見直し案の検討に当たっては、事業者間での算出方法の統一、実際の市場実態との乖離幅の縮小、実務上の運用負荷軽減等を考慮することを要望。		
・ 現行ルールでは事業者の裁量が存在し、買取等予想価格の引き上げ余地が生じており、ルールの形骸化・規制の潜脱が発生している状態であるため、事業者の裁量を排除し、事業者間の公正競争を担保する見直しの方針に賛同します。 ・ 見直しの具体化にあたっては、「事業者間での算出方法の統一」、「実際の市場実態（中古買取価格等）との乖離幅を狭めること」、現場や行政の「運用のフィジビリティ（実効可能性）」の3点のバランスを十分に考慮した算出ルールを検討いただきたいと考えます。 ・ 具体的には、例えば、以下のような観点に留意した検討が必要と考えます。 - 客観的な基準を基にした事業者共通のグループ分け - 買取等予想価格の残価率算出に用いる分子・分母の参照元の統一 - 買取等予想価格の残価率算出に用いる実績参照機種の事業者裁量の排除 - 買取等予想価格の残価率における更新頻度・時期の統一 【株式会社NTT ドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 見直し案の詳細検討に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
端末購入プログラムにおける残価率算出ルールについて、各社の裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制する方向で見直すとの方向性に賛同いたします。これは、規制の潜脱を防止し、事業者間の公平な競争環境の確保に資するものであると考えます。 一方で、具体的な残価率算出ルールの設計にあたっては、本来の市場価値との乖離を抑制するとともに、事業者・行政双方における実務上の運用負荷軽減にも配慮した制度設計が重要と考えます。 機種ごとに残価率を算出する方法は、中古市場における取引量が十分でない機種において算出結果が不安定となるリスクや事業者・行政における管理・算出の事務負担やシステム対応等の運用負荷も大きく現実的ではありません。 このため、残価率算出にあたっては、運用負荷が過大となる機種ごとの算出ではなく、OS別（iOS／Android）×価格帯別（高価格帯／中価格帯／低価格帯）を基本とした区分設定とすることが運用負荷と市場実態のバランスを取る上で適当と考えます。		

さらに、残価率の信頼性を確保する観点から、中古流通量が少なく、算出結果に過度な影響を及ぼすおそれのある機種を、客観的な基準により除外することが必要と考えます。この点、「買取台数〇台以上/月の機種を対象」といった基準では、何台以上とするのが妥当なのか検証が困難であるため、例えば、上記区分ごとに RMJ 殿の買取実績が多い上位〇%を算出対象とするなど、買取台数上位の機種を算出対象とすることが合理的であると考えます。 なお、端末市場を取り巻く環境は、端末価格の高騰や新たなデバイスの登場など、今後も変化することが想定されるため、制度導入後においても運用状況や市場環境の変化を踏まえながら、必要に応じて算出方法を継続的に見直す柔軟な運用を要望いたします。 【KDDI 株式会社】		
現行の端末購入プログラムにおける残価率算出については、各社の裁量によるグルーピング等によって多様なパターンが存在し、運用が著しく煩雑化していることから、各社の裁量を排除する方針に賛同します。 具体的な算出方法としては、全事業者・全機種一律の端末平均利用期間に応じた低減モデル（内閣府 消費動向調査における端末利用の実態（平均使用年数約 4.3 年＝約 52 か月）を踏まえたモデル）が最も適当と考えます。主な理由は以下のとおりです。 ・各社裁量による個別設定余地が抑制され、事業者及びメーカー間の公正競争に資すること ・経過期間に応じた買取価格の適正化、利用者の予見可能性が向上すること ・算出方法の簡素化・透明化により、行政及び事業者双方の運用負荷が軽減すること なお、全機種一律のモデルにおける実際の市場価値との乖離については、以下の点から影響は限定的であり、本モデルを否定する理由としては乏しいものと考えます。 ・将来の買取価格を算出するモデルである以上、現行制度も含めていかなる算出方法でも一定の乖離は生じるものであり、利用者にとっては端末購入プログラムを利用せず一般中古業者へ売却する選択肢も確保されていること ・現行制度の割引上限についても、利用者ごとに価値は異なるにもかかわらず、分かりやすさと競争の透明性を優先して一律の上限を設定していること（個別の経済価値に応じた柔軟な設定を認めた場合、過度な利益提供競争や制度の潜脱につながるおそれがあることから、あえて一律の基準を設けることで競争の適正化を図っている） 今後の具体的な見直し案の検討に当たっては、利用者利益の確保、事業者間の公平性の確保及び制度の分かりやすさ等の観点を十分に踏まえた制度設計とすることを要望します。 【ソフトバンク株式会社】		

事業者の裁量により残価を引き上げる余地のある算出ルールは、法第 27 条の 3 に基づく利益提供規制の潜脱につながり、MNO と MVNO との間の公正な競争環境を歪めるおそれがあると考えます。このため、残価率の算出に当たっては、残価率算出における各社の裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制する観点から、詳細な見直し案を今後検討することが適当であるとの方向性に賛同いたします。 詳細な見直し案の検討に当たっては、機種ごとの市場価値を適切に反映する観点から、例えば、次のような算出ルールとすることが考えられます。 ① 機種ごとの算出を原則とし、RMJ が公表する買取平均額等、客観的な市場データを参照する。 ② 先行する同型機種がない端末又は中古市場における流通量が少なく、市場データが十分に得られない端末に限り、客観的に類似性が認められる機種の市場データを参照できることとする。 なお、類似機種を参照する場合には、OS、発売時の価格帯、発売時期、容量、通信仕様等の客観的な基準に基づく機種群別の標準参照表を、総務省又は中立的な第三者において整備・公表し、事業者が任意に参照機種を選択することができない仕組みとするなど、算出過程の客観性及び透明性を確保することが重要と考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		
意見13 算出方法の見直し案の検討を待つことなく、グループ化しなくても算出可能な機種についてはグループ化による残価率の算出を認めない見直しを行うことや、新たな算出方法の検討に当たっては、客観性・透明性を確保しつつ、中古端末市場の実態を適切に反映した残価率設定が可能となる仕組みとすることを要望。		
グループ化した残価率の算出により、本来の市場価値が低い一部機種の残価率が大きく引き上げられるなど、規制の潜脱につながる事例が指摘されているところ、現行のグループ化による残価率算出は事業者による裁量の余地が大きい制度となっており、新たな算出方法の検討が完了するまでこれを維持した場合、その間も規制潜脱が継続するおそれがあることから、制度の実効性及び公正な競争環境の確保の観点から適当ではないと考えます。 このため、新たな算出方法の見直し案の検討を待つことなく、グループ化しなくても算出可能な機種についてはグループ化による残価率の算出を認めない（ただし、データ不足の機種についてのみ、先行同型機種や類似機種の残価率を参照し、その参照が困難な場合はグループ化により残価率を算出しその残価率を当該機種のみ採用する等の例外措置を認める）見直しを行うことを要望いたします。 そのうえで、今後の新たな算出方法の検討にあたっては、自動車業界等の他業界における取組も参考としながら、参照する中古端末価格や残価率の算出方法について客観性及び透明性を確保するとともに、中古端末市場の実態を適切に反映した残価率設定が可能となる仕組みとすることを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 算出ルールは通信市場だけでなく端末市場にも大きな影響を及ぼすものであり、当該ルールの見直しについては、引き続き関係者の意見を聞きながら検討を進めることが適当であると考えます。	無

意見14 端末購入プログラムの利用実態を規制の在り方を検討する際の指標として把握することに賛同。検証の結果、過度な囲い込みにつながっていることが確認された場合には、利用者への説明・周知方法の改善等を含め必要な措置を速やかに講じることを要望。

・ 端末購入プログラムの利用実態を規制の在り方を検討する際の指標として把握することについて賛同いたします。 ・ 特に、端末購入プログラムについて、通信サービス契約を継続しなければ経済的なメリットを十分に享受できないと利用者が認識しているのであれば、実質的な囲い込みにつながっている可能性があるため、その利用実態や利用者の認識について十分に検証いただくことを要望いたします。 ・ さらに、検証の結果、端末購入プログラムが利用者の合理的なサービス選択を阻害するなど、過度な囲い込みにつながっていることが確認された場合には、利用者への説明・周知方法の改善等を含め、必要な措置を速やかに講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 端末購入プログラムの利用実態等の検証や、検証を踏まえた措置に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
---	---	----------

意見15 部品価格の高騰や急速な技術進化が進む中、過去の限定的なデータに基づく端末の残価設定や過度な独自規制は技術革新の適正な評価を妨げ市場競争の硬直化やユーザーの選択肢縮小を招くリスクがあることから、予見可能性の向上や運用の簡素化を図りながら各社の技術革新や端末特性が適正に評価されるバランスの取れた算出ルールへの見直しを要望。

【要旨】 部品価格の高騰や急速な技術進化が進む中、過去の限定的なデータに基づいた端末の残価設定や過度な独自規制は、技術革新の適正な評価を妨げ、端末メーカーや販売代理店の事業継続を脅かし、市場競争の硬直化やユーザーの選択肢縮小を招くリスクがある。特に、現行の端末購入プログラムにおける残価率算出基準となっている RMJ の取引実績データは、市場全体の規模に対して限定的であり、半年に一度の更新によるタイムラグなど、統計的な信頼性や即時性に課題が残る。これらを踏まえ、過去のデータに過度に依存せず、予見可能性の向上や運用の簡素化を図りながら、各社の技術革新や端末特性が適正に評価されるバランスの取れた算定ルールへの見直しを求める。日本の通信産業の国際競争力維持と最先端イノベーションの享受に向け、適切なガイドラインの再検討が不可欠である。 【該当箇所】 (p. 53) ② (b) 【意見】 現在、世界的なメモリ部品の価格高騰などにより、スマートフォンの製造コストをはじめとする市場環境は大きく変化しております。このように変化が激しく、今後の予測が困難で技術進化が早い業界において、過去の限られたデータに基づいて、将来の端末価値を決めることは、各メーカーの技術革新や多様な端末の特徴が適正に評価されないリスクを生みます。結果として、市場競争の硬直化を招き、ユーザーの選択肢を狭めるこ	○ 本評価レポート案に記載のとおり、残価率算出にあたっては、MNOの裁量を排除しつつ、本来の市場価値からの乖離を抑制することが最も重要であり、この方向性に沿って詳細な見直し案を今後検討する必要があると考えます。算出ルールは通信市場だけでなく端末市場にも大きな影響を及ぼすものであり、見直し案の詳細については、引き続き関係者の意見を聞きながら検討を進めることが適当であると考えます。	無
---	--	----------

とにつながる事が懸念されます。 また、過度な端末販売方法の規制は、過去の官製不況のように端末メーカーのビジネス継続を大きく脅かす恐れや販売代理店の事業にも多大な影響をがあるため、通信事業者のみならず、通信業界全体へ波及効果を慎重に見極めたうえで、バランスの取れたルールであるべきと考えます。日本独自のルールが次々と追加されて、グローバルな競争環境と異なる特異な環境となることを強く危惧いたします。 中でも、通信事業者が販売する端末に関する「端末購入プログラムにおける端末の残価率算出ルール」は、一般社団法人リユースモバイル・ジャパン（以下「RMJ」）が集計する中古端末の取引実績を継続して基準としています。しかし、RMJ が保有するデータは国内のスマートフォン流通市場全体の規模と比較してきわめて限定的であるほか、データの更新頻度も半年に一度にとどまり、公表までに大きなタイムラグが生じ、直近の取引実態を適時に反映できない点など、統計的な信頼性や客観性の観点で課題が残存しております。 残価算出ルールのあり方については、過去の専門委員会等の場においても、客観性・透明性の確保や事業者の過度な運用負荷軽減の観点から「一律の残価率設定」が検討の俎上に上り、市場実態の反映や規制潜脱防止の観点から慎重な判断がなされた経緯があることは承知しております。 しかしながら、過去に議論された経緯を踏まえた上でなお、将来の残価を正確に予測することは困難であり、上記の課題を解消するためには、市場競争やイノベーションを阻害しない現実的な解決策が求められます。 Google としては、過去の限定的な実績データに過度に依存するのではなく、予見可能性の向上とオペレーションの簡素化・明確化を図りつつも、同時に「各メーカーの技術革新や多様な端末の特性（本来の市場価値）が適正に評価される」ような、客観的かつバランスの取れた算定ルールのあり方について、改めて検討を深めていただく価値があると考えます。 本件はあくまで「端末と回線の完全分離」規制の下での算定ルールの見直し提案で、まずは顕在化している残価算定における市場課題を解決し、その上で規制全体の見直しを行うことが重要です。日本の通信産業全体が今後も国際的な競争力を維持し、国民が常に最先端のイノベーションを享受できるよう、適切なガイドラインの見直しがなされることを望んでおります。 【Google 合同会社】		
法第27条の3における特定関係法人の規律		
意見16 特定関係法人を規制対象外とする場合には、不当なグループ内優遇による規制の潜脱行為を防止するため、ガイドラインにおいて潜脱に該当する行為類型を列挙し業務改善命令の対象となりうることを明示すること等に賛同。併せて、未指定事業者についてもグループ内優遇の有無等を継続的に検証し、迅速に事後検証を行う仕組みを導入する旨を、評価レポートに明示することを要望。		
・ 特定関係法人（グループ内 MVNO 等）を法第 27 条の 3 の規制対象外とする場合に	○ 賛同の御意見として承ります。	無

は、親会社である MNO がグループ会社を迂回ルートとして利用し、高額割引の原資の拠出など不当な支援等を提供する規制の潜脱行為（不当なグループ内優遇）が発生することを防止する、実効性のある担保措置が重要と考えます。 ・ 潜脱行為を防止するため、法第 27 条の 3 運用ガイドラインにおいて、規制の潜脱に該当する行為類型を列挙し、該当する場合には電気通信事業法の業務改善命令の対象となりうることを明示することや、事後検証を迅速に行う仕組みを導入することに賛同します。 ・ なお、グループ内優遇については、「専門委員会とりまとめ 2026(案)」において、市場検証委員会の検証状況を注視することが適当である旨が記載されていることを踏まえ、より実効性を担保するため、その趣旨を評価レポート（案）にも明示いただきたいと考えます。 （評価レポート（案）への追記案） 53 頁 868 行目～ （略）潜脱防止のため、法第 27 条の 3 運用ガイドラインにおいて、規制の潜脱の考え方を明記し、また本委員会において、法第 30 条の未指定事業者についてもグループ内優遇の有無等を継続的に検証することにより、潜脱が疑われる行為が発生した場合に迅速に事後検証を行う仕組みを導入することが適当である。 【株式会社 NTT ドコモ】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、規制の潜脱防止については、他事業者からの検証要望を受け付け、該当事業に対して説明を求めることや、グループ内優遇の有無について総務省への報告を求めること等が考えられ、また、市場検証委員会における法第30条の未指定事業者に係る確認等については、その検証状況を、利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会において注視することが適当であると考えことから、原案のとおりとします。	
意見17 規制の潜脱防止を前提とした上で規律対象を見直す方向性に賛同する意見。		
法第 27 条の 3 における特定関係法人の規律について、規制の潜脱防止を前提とした上で、MNO の特定関係法人であることを理由として一律に規律対象としている現行ルールを見直すとの方向性は、2019 年の制度導入以降の市場環境や競争環境の変化を踏まえたものであり、賛同いたします。 【KDDI 株式会社】 本見直しは、制度導入当時の市場環境やシェアの推移等の変化を踏まえたものであり、モバイル市場における競争の活性化にも資するものと考えられることから、賛同いたします。 当社はこれまで、規制の枠組みの中で創意工夫を重ね、利用者の多様なニーズに応えられるようサービスを提供してまいりました。今後も、関係法令及びガイドラインの趣旨を踏まえつつ、利用者の利便性向上と事業者間の公正な競争の促進に一層貢献していく所存です。 【JCOM 株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無

意見18 法第27条の3は本来全事業者に公平に適用されるべきで、MNOの特定関係法人を規律の対象外とする方針に反対。仮に規律を見直す場合においても、潜脱性を有する事例が生じた際には速やかに解消を図るとともに、現行の規律へ戻すことを必須とすべきという意見。		
電気通信事業法第27条の3は、公正競争や利用者保護を目的とした小売サービスに関する規制であることから、本来は、事業規模にかかわらず当該サービスを提供する全事業者に公平に適用されるべきであり、MNOの特定関係法人であるMVNO（以下、「特定関係法人MVNO」）も例外とすべきではないと考えます。 したがって、特定関係法人MVNOを規律の対象外とする方針に反対します。 仮に特定関係法人MVNOが規律の対象外とされた場合、MNOからの支援を受けて、実質的に規律を潜脱する形で過度な利益提供・期間拘束等が実施され、競争上の歪みが生じるおそれがあります。加えて、モバイル及び固定の両サービスを提供するMVNOにおいては、MNOでは実施が制限される水準や条件でのセット割引等の実施により、固定市場の競争環境にも悪影響が波及するおそれがあります。 上記のような懸念に対し、事後検証のみで対応することは、問題行為の特定に時間を要し、是正措置が講じられる時点では既に市場環境や利用者行動に重大な影響が及んでいる可能性が高いため、不十分と考えます。事実として、過去の料金割引サービス等の設計上の違反事例においては、是正に至るまで相応の期間を要することが多く、事後検証のみでは規律自体が機能不全になることは明らかです。 以上を踏まえ、公正な競争環境の確実な担保に向け、特定関係法人MVNOに対しても、現行どおり規律の対象とすることを強く要望します。 仮に規律を見直す場合においても、規制の潜脱性を有する事例が生じた際には、速やかに事象の解消を図るとともに、当該事例の発生をもって現行の規律へ戻すことを必須とすべきです。 【ソフトバンク株式会社】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、電気通信事業法第27条の3導入当初からの事情の変化や、同条の規制の対象サービスのシェアの推移、同条の規制の最小化の方針に照らせば、規制の潜脱防止を前提とした上で、特定関係法人を同条の規律の対象外とすることが適当であると考えます。 ○ 潜脱性を有する事例への対応に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
意見19 MNOによるグループ内MVNOへの優遇等により独立系MVNOとの公正な競争環境が歪められることのないよう、継続的な市場検証を通じてMNOとグループ内MVNOとの取引条件や利益提供の状況等を把握するとともに、規律の潜脱を実効的に防止できる仕組みを整備することを要望。		
特定関係法人であるMVNOを法第27条の3の適用対象外とするに当たっては、MNOによるグループ内MVNOへの優遇等により、独立系MVNOとの間の公正な競争環境が歪められることのないよう、十分な実効性をもって潜脱防止が担保されていることが必要であると考えます。 このため、総務省による継続的な市場検証を通じ、MNOとグループ内MVNOとの間の取引条件や利益提供の状況等を把握するとともに、潜脱行為が疑われる場合には、覆面調査を含む実態調査を行い、問題が確認された場合には速やかに是正を求めるなど、規律の潜脱を実効的に防止できる仕組みを整備することを要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 規律の潜脱を防止する仕組みの整備に関する御意見については、今後の市場検証等の参考として承ります。	無
・ 特定関係法人であるMVNOを法第27条の3の適用対象外とするにあたっては、独立系MVNOとの公正な競争環境を確保するための実効性ある措置を講じることが重要		

と考えます。 ・ 現時点でも、一部グループ内 MVNO のみが eSIM 転送機能を提供している等、MNO グループと独立系 MVNO における利用者の利便性に大きな差異が生じている状況のなか、仮に MNO との取引条件や利益提供等において、グループ内 MVNO が有利に取り扱われた場合には、独立系 MVNO との競争条件の差がさらに拡大し、公正な競争が阻害されるおそれがあります。 ・ このため、潜脱防止の仕組みの検討に当たっては、総務省による継続的な市場検証を通じ、MNO とグループ内 MVNO との間の取引条件や利益提供の状況等を継続的に把握・確認し、独立系 MVNO との間のイコルフッティングが確保されているか十分に検証いただくことを要望いたします。 ・ また、潜脱行為やグループ内 MVNO への優遇が疑われる場合には、その実態を速やかに確認し、必要な是正措置を講じることができる実効的な仕組みを整備いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見20 特定関係法人を通じてMNOが直接実施できない高額な端末割引等を行うグループ内優遇が発生しないよう担保する必要があることから、潜脱行為が疑われる事案が発生した際に迅速かつ実効的な事後検証を行うことができる仕組みを整備することを要望。		
MNO の特定関係法人に係る規律の見直しにあたっては、MNO と MNO の特定関係法人との間におけるグループ内優遇が生じないことを十分に担保する必要があると考えます。 特に、MNO が事業法第 27 条の 3 により直接実施できない高額な端末割引やキャッシュバック等を MNO の特定関係法人を通じて実施した場合、短期間で利用者獲得効果を発揮し、モバイル市場の競争環境に大きな影響を与える可能性があります。 仮に MNO の特定関係法人に係る規律の見直しが行われ、事後的に問題行為が認定され是正措置が講じられたとしても、一度歪められた競争環境を完全に回復することは容易ではなく、その間に競争上の優位性が固定化されてしまうことが懸念されます。 また、このような行為が事実上容認される状況となった場合には、他事業者にも同様の手法が波及し、モバイル市場全体として過度な販売競争が再燃するおそれがあります。 このため、MNO の特定関係法人に係る規律を見直す場合には、潜脱行為が疑われる事案が発生した際に、迅速かつ実効的な事後検証（検証の結果によっては MNO の特定関係法人を再指定する）を行うことができる体制を整備することが不可欠であり、競争上の影響が拡大する前に必要な対応につなげることができる仕組みを整備していただくことを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
その他		
意見21 廉価端末の基準については慎重に検討すべきであり、現時点では見直す必要はないとする方針に賛同する意見。		
・ 値引き上限額の引き上げについては、値引き等の誘引力に頼った競争慣行からの脱	○ 賛同の御意見として承ります。	無

却という観点から、慎重に検討すべきと考えます。そのため、現時点では廉価端末の基準を見直す必要はないとする方針に賛同します。 【株式会社NTT ドコモ】		
意見22 円安の影響やメモリ高騰を背景とした端末の値上げが行われていることを踏まえ、廉価端末の定義の4万円以下までの引き上げを要望。		
当協会は「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会（第3回）」で、廉価端末の定義を4万円以下まで引き上げることを提案させていただきました。 その後、円安の影響やメモリ高騰を背景とした端末の値上げがさまざまなメーカーにおいて行われており、改めて物価高の対策としても本件をご検討いただくことを希望します。 【一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会】	○ 本評価レポート案に記載のとおり、過度な値引き等の誘引に頼った競争慣行からの脱却等を根拠に現行ルールの維持を求める関係者が多いことから、現時点では、廉価端末の基準を見直す必要はないと考えます。一方で、端末価格が高騰している状況も踏まえ、利用者の選択肢への影響について引き続き注視していくことが適当であると考えます。	無

■その他

意見23 NTTグループが市場のほとんどを独占しており、公平な競争原理を求めるのであれば、事業をサービスや地域で分割し肥大化を防ぐべきであり、また、すべての人への通信の権利を保障すべく低額化とネットワーク維持に努めるべきであるという意見。		
「行き過ぎた囲い込み」と有るが、docomo など、その最たるものではないのか。 NTT コミュニケーションズ、NTT を取り込み、市場のほとんどを独占してしまっている。 これでは かつての財閥解体前の 独裁企業そのものだ。 公平な競争原理を求めるなら、事業をサービスや地域で 分割し、肥大化を防ぐべきだ。 現に、NTT は これまで有った低？中速の低額サービスを次々 打ち切り、月額一万円近くの光サービスに 顧客を誘導している。 今 通信網がほぼ全域に発達した日本において必要なのは、すべての人への通信の権利を保障すべく、低額化とネットワーク維持に努める事である。 人ならぬ AI のネットワーク利用で 通信帯域を消耗させ 儲けを上げる事ではない。 【個人3】	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無
意見24 一般利用者全体を規制するのではなく、問題を生じさせている主体・行為を特定し直接対応することを求める意見。		
【要旨】 本意見は、評価レポート案が電気通信事業法第27条の3の規制に「競争制限的な側面」があり、目的に見合った「必要最小限」の規制とすべきとしていることを踏まえ、一般利用者全体を先に規制するのではなく、問題を生じさせている主体・行為を特定し、	○ 今後の市場検証等の参考の御意見として承ります。	無

そこへ直接対応することを求めるものである。ホッピングについては、①通信業界関係者、②その関連契約者、③それ以外の一般利用者に分け、短期解約、利益提供、平均契約継続期間等を調査・公表し、①②を除いた③だけでも規制を必要とする規模の問題が残るか検証すべきである。業界内部の反復的な受益が相当規模存在する場合には、一般顧客向け販促制度から分離した透明な従事者用回線制度を検討する。利益提供上限は抜本的に見直し、公開された価格・値引き・還元競争を回復すべきである。端末政策は国内の正常な中古流通を守りつつ、内外価格差による商業的海外流出へ直接対応し、使用済み端末は国内で再資源化・再利用する。残価設定型販売は残価率だけでなく広告、契約、返却、査定、撤回権まで検証し、補償込みレンタルを併設する。特典分割は業界関係者自身の平均利用期間を上限とし、一般利用者の平均利用期間における実質還元額・負担額を表示する。さらに、客観的原価に基づく低容量・低価格の基礎プランを全 MNO に義務付け、MNP 転出時の料金や契約管理手続による転出・利用上の不利益も検証すべきである。

【意見】

通信市場を、国民と将来のための自由競争へ戻すことを求める

※各項目の【該当箇所】には、資料に印字された本文頁を記載し、確認の便宜のため括弧内に 141 頁 PDF 上の頁も併記する。

I 基本理念

1 競争こそ利用者の利益

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 2 頁・15 頁・52～53 頁（PDF6 頁・19 頁・56～57 頁）

規制すべきは「競争」そのものではなく、公正な競争や利用者利益を損なう行為・構造である。

評価レポート案は、電気通信事業法第 27 条の 3 について、モバイル市場の競争促進と、利用者が自らのニーズに合った通信サービスを選択できる環境の構築を目的とする一方、同条の規制には「競争制限的な側面」もあることから、達成すべき目的に見合った「必要最小限」のものとなるよう規制の在り方を検討するとしている（評価レポート案本文 52～53 頁、PDF56～57 頁）。また、同レポート案の基本的な目的自体も、公正競争を確保するため、規制の遵守状況や競争環境を透明性をもって検証し、規制の内容や手法を不断に見直すことにある（同本文 2 頁、PDF6 頁）。以下の意見は、この「必要最小限の規制」と不断の見直しという考え方を前提に、規制対象をより直接的かつ実態に即したものに改めることを求めるものである。

生活インフラである携帯電話市場の制度を考える上で、最も大切にすべきものは契約自由の原則である。必要な時に契約する自由、契約しない自由、契約相手を選ぶ自由、

そして期間の定めのない契約を終了する自由、または、より良い条件を提示する事業者へ移る自由は、市場競争の根幹である。 利用者が動くから事業者は競争する。競争するから料金が下がり、還元が増え、サービスが改善され、新しい商品や販売方法が生まれる。ところが、現在の案は逆方向へ進んでいるように見える。高額還元を受けて短期間で乗り換える者がいるから還元を制限する。端末を安価に取得して転売する者がいるから端末値引きを制限する。短期解約があるから解約時の負担や長期の特典分割を認める。その結果、利用者は競争によって本来得られたはずの利益を失う。 行政が価格や還元額を画一的に制限すれば、各事業者が独立して価格を決定しているとしても、結果として各社の販売条件は一定範囲へ収束する。法的な意味での談合又はカルテルは成立していないかもしれない。しかし、本来自由競争で決まるべき価格や値引きの幅を外部から制限し、価格競争を弱めるという結果には類似する面がある。 行政の役割は、競争の結果を横並びにすることではない。契約、価格、値引き及び販売促進の自由を最大限認め、その外側に、真に問題となる行為を対象とした強固な規制を置くべきである。 通信会社が営利企業である以上、利益を得る営業を行うこと自体は当然である。そして、どのような施策で勧誘し、どのような料金でどのようなサービスを提供するかは、法令に反しない限り、各通信会社が自ら決定すべき事項である。例えば、ホッピングが業績に悪影響を与えているとしても、義務ではない高額の還元で勧誘しているのは通信会社自身である。その施策によって業績が悪化したのであれば、まず施策設計の是非が問われるべきであり、各社の料金や還元方法等の設計変更によって対処すべき領域である。 これとは別に、行政が法規制によって対応すべきなのは、公正な競争又は利用者利益を損なう行為・構造である。業界内部の利益相反的な受益構造、非公式な有償仲介等の不透明な取引慣行、商業的転売・海外流出等については、それぞれの実態を把握し、自由競争を妨げない必要最小限の規制によって、可能な限り行為・主体へ直接対応すべきである。 Ⅱ 現状評価——ホッピングを行っているのは誰か 2 一般利用者と通信業界関係者を分けて実態を把握すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 53 頁（PDF57 頁） 評価レポート案では、乗換えがしやすい環境を「悪用」して乗換え特典を目当てに短期間で乗換えを繰り返す行為をホッピングとして問題視している。一方で、短期解約には通信品質への不満等を理由とするものもあり、「ホッピング目的かどうかは特定困難」		
--	--	--

であることも明記している。その上で、最長 12 か月間、乗換え特典を分割して付与できるよう見直すことを提案している（評価レポート案本文 53 頁、PDF57 頁）。 目的の特定が困難であるならば、一般利用者全体に長期間の特典分割という新たな拘束を認める前に、まず、短期解約と高額還元の反復取得を実際に行っているのが一体誰なのかを明らかにすべきである。レポート案自身が掲げる「必要最小限」の規制とするためにも、規制対象となる主体と行為の実態把握が先である。 最も重点的に検証すべき属性の一つは、通信業界従事者である。通信業界従事者は、販売施策を日常的に取り扱い、どの事業者、店舗、時期、条件で高い還元を受けられるかを把握しやすく、契約手続も熟知している。一般利用者が偶然有利な施策を発見する場合とは異なり、制度を熟知する者が継続的に高額な還元を捕捉しやすい構造が存在する。 通信契約は比較的短期間で他社へ乗り換えることが可能であり、還元額が通信料金に比して大きい場合もある。施策を把握しやすい業界関係者には、通信料金を抑えつつ、利用可能な還元を効率的に取得しようとする経済的誘因が働きやすい。 もし、一般顧客向けに設定された高額還元を業界関係者が反復して受け続けているのであれば、その実態は単なる一般向けの顧客獲得競争だけでは説明しにくい。一般顧客向け販促制度を介した事実上の「第二の報酬」又は福利厚生に類する性格を持っていないか、実態を確認する必要がある。 私自身、販売現場における販売員との会話から、販売員自らが 3 か月や 6 か月といった期間で MNP を繰り返して還元を受けている旨の体験談とともに、乗換えを勧められることが何度もあった。これは私個人の経験にすぎないが、販売員から同様の話を繰り返し聞いており、逆に長期間同じ契約を維持しているという話を聞いた記憶はない。 私は、仕組み上、短期間の乗換えが発生すること自体は制度設計上予測すべきことであり、公開された条件に従った乗換えそのものを直ちに批判すべきとは考えていない。しかし、ホッピングを政策上の問題とするのであれば、有効な対応を立案するためにも、規制の在り方を決定する前に、まず、ホッピングを主に行っているのが誰なのかを特定すべきである。そのために行政が属性別の実態を調査すべきである。 そのためには、少なくとも、次の三類型に区分した統計を示すべきである。 ① MNO、販売代理店、店舗運営会社、派遣労働者、業務委託先、再委託先等、通信サービスの販売・提供に従事する通信業界関係者 ② 家族割、セット割、請求・支払グループその他事業者が保有する契約情報上、①の通信業界関係者本人と同一グループに属する一般契約者 ③ ①及び②のいずれにも該当しない一般利用者 ②は、通信業界関係者本人の知見や情報が通信契約行動に反映される可能性のあるグループである。よって、①及び②を③の一般利用者によるホッピングと一括して集計するのではなく、それぞれ独立した区分として示し、ホッピング全体に占める③の一般利用者の割合を検証できるようにすべきである。		
--	--	--

3 業界内部の受益構造と利益相反の可能性を検証すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁） 通信従事者が販売制度や割引条件を熟知していること自体は当然のことである。また、公開された一般顧客向け施策を、その条件に従って利用すること自体も正常な経済活動である。まして、勤務先事業者とは異なる事業者との契約は、契約相手である事業者から見れば通常の一般顧客との契約であり、自社との雇用・委託関係を前提とした特別な契約ではない。 実際の販売現場には、複数の通信事業者を取り扱う販売代理店、時期又は担当によって複数事業者の販売業務に従事する派遣労働者、複数事業者が同一売場で販売活動を行う家電量販店等が存在する。このような環境では、他社の料金、還元条件、販売時期及び乗換え施策を継続的に把握することが販売業務そのものと密接に関係する。また、他社からの MNP 獲得が販売実績となる環境では、顧客に乗換えを提案すること自体が業務上の動機となる。このような情報環境及び販売上のインセンティブが、従事者本人又は前記②の関連契約者の契約行動に影響し得ることは十分に想定される。 しかし、ホッピング及び高額還元が通信市場の問題として扱われ、その是正を理由として一般利用者への利益提供や契約の自由を制限しようとするとき、通信業界従事者自身及びこれに付随する受益層が一般顧客向け還元制度の相当な受益者となっているのであれば、これは単なる一般消費者によるホッピングとは異なる問題を含む。 A 社関係者が B 社へ、B 社関係者が A 社へ乗り換え、それぞれが一般顧客向け還元を取得すれば、個々の事業者からは「他社から獲得した顧客」であっても、業界全体では販促費が内部関係者間を循環する。この実態を確認しないまま、一般利用者への還元を制限することは、問題の本質を誤る。 すなわち、業界内部の者が一般顧客向け販促制度から継続的に経済的利益を受け一方、その費用及び弊害を理由として一般利用者全体への還元規制が行われるのであれば、業界内部の受益構造と、一般利用者に対する規制の必要性を主張する立場との間に、利益相反的な構造が存在しないかを検証する必要がある。 特に、業界内部の還元取得を直接切り分けることなく、一般利用者を含む市場全体への規制によって問題を処理することが、結果として内部関係者への直接的な制度対応を回避する機能を果たしていないかについても検証すべきである。仮に、業界内部の還元取得に対する直接的な制度対応を避けるために、一般利用者を含む市場全体への規制を用いる意図があるとすれば、そのような趣旨で法規制を利用することは許されるべきではない。そのような疑念を生じさせないためにも、まず属性別データを公表し、問題の主体を客観的に明らかにすべきである。		
---	--	--

一般利用者への規制を強化する前に、短期解約者及び高額還元取得者に占める①通信業界関係者及び②関連契約者の割合を調査し、これらを分離した後にも、③の一般利用者だけで現在想定されている規制を必要とする規模のホッピング問題が残るのかを明らかにすべきである。 行政は少なくとも、過去1年間に契約された回線について、次の事項を①通信業界関係者、②関連契約者、③一般利用者に区分して調査、公表すべきである。 - 契約件数 - 回線契約の締結を契機として何らかの経済的利益が提供された件数 - 経済的利益の金額帯別件数及び総額 - 各区分が契約件数、利益提供件数及び利益提供総額に占める割合 ここでいう経済的利益は、回線契約単体に対するキャッシュバック、ポイント等だけに限定すべきではない。端末購入、オプション、固定通信、電気その他、回線契約と同時に又は付随して締結された契約を条件として増額・追加された利益提供についても含め、それぞれの名目及び金額を区分して集計すべきである。法令上の回線単体の利益提供上限だけを集計しても、実際に一件の契約を契機としてどの程度の経済的利益が提供されているのかは把握できない。 また、過去1年間に解約された回線について、①通信業界関係者、②関連契約者、③一般利用者ごとに、契約継続期間の平均日数及び契約継続月数ごとの件数・割合を調査、公表すべきである。これにより、各属性で平均的な利用期間がどの程度異なるのか、また特定の契約継続期間に解約が集中していないかを確認できる。 調査開始後の行動だけを対象とすると、調査の実施が周知された後、事業者が従事者に契約維持期間等に関する社内指導を行うなど、調査を意識した対応によって契約行動が変化する余地がある。また、調査対象者自身が調査結果を意識して行動を変える可能性もある。その結果、従前の実態が把握できなくなったり、統計を恣意的に変化させたのではないかと疑念を生じさせたりしないよう、可能な限り調査開始前の過去実績を遡って検証すべきである。公表に当たっては、個人を識別しない集計データとすれば足りる。 Ⅲ 通信業界関係者を一般顧客向け販促制度から分離する案 4 通信従事者を一般顧客向け還元制度から分離し、透明な従事者向け制度を検討すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁） 調査の結果、通信従事者による反復的な利益取得が相当規模存在するのであれば、一般利用者への規制を強化する前に、通信従事者を一般顧客向け販促制度から分離する制度を検討すべきである。		
--	--	--

自社回線だけを対象としても問題は解決しない。勤務先事業者の回線を他社に転出して MNP 還元を受け、一定期間後に再び勤務先事業者へ戻ることも可能であり、また、複数事業者を扱う販売現場も存在する。この構造に実効的に対応するためには、制度を設けるなら全 MNO を横断した仕組みとする必要がある。 対象は MNO の一部社員だけではなく、MNO の役職員、販売代理店、店舗運営会社、派遣労働者、委託先、再委託先その他通信契約・販売に係る業務に従事する者を個人単位で登録することが考えられる。 登録期間中は、全 MNO の一般消費者向け回線の契約者となることはできず、一般顧客向けキャッシュバック、ポイント、端末値引きその他の販促利益を受けることも認めない。その代替として、希望する登録者には、各 MNO について一般利用者に認められている契約可能回線数を上限として、一般消費者向け契約とは別の「従事者用回線」を利用できる制度を設ける。 利用プランは各 MNO の一般消費者向けプランと同一又は同等の選択肢から選べるようにする。従事者用回線については、利用者本人に通常の利用料金を請求するのではなく、その回線を提供した MNO が当該従事者の所属事業者へ利用料金を請求し、事業者間で精算する仕組みとすることが考えられる。所属事業者が負担した通信サービスの経済的価値については、従事者に対する現物給与その他の経済的利益としてどのように評価するかを明確化し、税及び社会保険上の取扱いを制度として整理すべきである。 一般向け料金等を経済的価値の基準とし、利用する回線数やプランに応じて本人の税・社会保険上の負担にも適切に反映される仕組みとすれば、一般利用者と同じ契約可能回線数の上限を認めても、必要性の低い回線が無秩序に利用する誘因は抑えられると考える。 一般顧客向け販促制度を介して通信従事者が反復的に経済的利益を受けている実態が相当規模存在するのであれば、その部分を一般利用者によるホッピングと同一に扱うべきではない。一般顧客向け販促制度を介した事実上の「第二の報酬」又は福利厚生に類する受益を一般利用者のホッピング問題から分離し、一般向け還元の反復取得を遮断する代わりに、必要な通信サービスは透明な従事者向け制度として正規に提供する方が健全である。 IV 端末価格・転売問題の現状評価 5 内外価格差を利用した商業的海外流出を本丸として把握すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 52～54 頁（PDF56～58 頁）〔利益提供・端末販売に関する評価部分〕 端末転売の中で特に問題となるのは、内外価格差を利用した端末の商業的な海外流出である。		
---	--	--

国内流通に回るのであれば、供給量の増加は買取価格や中古価格を低下させる要因となり、消費者の購入選択肢も広がる。一方、内外価格差を利用した輸出需要が国内向けに販売された端末を継続的に吸収する状態では、国内市場に残る供給量が減少し、一般利用者の入手機会を狭めるとともに、国内中古価格や買取価格を高止まりさせる要因となり得る。内外価格差によって商業的な転売利益が成立する限り、販売時の割引額だけを規制しても、転売目的の購入への根本的な対策にはならない。商業的な海外流出を切り離して初めて、国内の需要と供給に応じた価格形成が正常に機能する。 6 安価な端末を国民へ提供すること自体は守るべきである 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 52～54 頁（PDF56～58 頁）〔利益提供・端末販売に関する評価部分〕 スマートフォンは、今や通信サービスを利用するために事実上不可欠な機器である。一方、高性能端末は 10 万円を大きく超える場合もあり、バッテリー等の経年劣化や技術進歩によって、数年単位で買替えの必要が生じる場合もある。 数年ごとに高額な端末代金を負担できる国民ばかりではない。だからこそ、「1 円端末」に象徴される安価な端末提供が支持されてきた。1 円という価格そのものを守る必要はない。しかし、国民が低い負担で十分な性能の通信端末を利用できる環境は、重要な消費者利益である。それを転売対策のために失わせてはならない。 7 最新端末を広く使える社会は、将来への投資でもある 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 52～54 頁（PDF56～58 頁）〔利益提供・端末販売に関する評価部分〕 さらに、iPhone 等の先端的な端末を幅広い国民が日常的に利用できることには、家計負担を超えた意味がある。 AI、高性能カメラ、各種センサー、位置情報、新しい通信技術等を、多数の国民が実際に手にして使う。その日常利用の中から、新しいアプリ、サービス、利用方法、事業の発想が生まれる。 先端技術の一部の者しか利用できない国と、多くの国民が日常的に使いこなす国では、新しい産業が生まれる土壌も異なる。最新端末へのアクセスを、単なる端末販売政策ではなく、将来のデジタル産業を育てる基盤として捉えるべきである。 V 端末問題への直接的な対応 8 国内の正常な中古流通は維持し、商業的海外流出へ直接対応すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」		
---	--	--

【該当箇所】本文 52～54 頁 (PDF56～58 頁) [利益提供・端末販売に関する評価部分]
通信各社間の競争により安価に提供された端末を、国内で利用し、所有、譲渡、売却、中古流通させること自体は有益である。値引き・還元の上限によって新品価格が需要や在庫に応じて下がる余地まで狭めれば、その影響は中古市場にも波及し、市場による価格の下方調整を鈍らせるおそれがある。国内の正常な中古流通まで転売対策の名の下に制限すべきではない。

問題なのは、内外価格差を利用して端末を継続的に取得し、特に最新・高額端末を商業的に国外へ流出させることである。この問題に対して国内利用者への値引きを制限するのは、規制対象を取り違えている。

市場による適正な国内売価形成と、国民が最新端末を利用する機会を確保するため、一定の最新・高額端末の商業的輸出について、内外価格差による転売利益が実質的に生じないように、直接的な措置を講ずるべきである。具体的には、主要な仕向国に限らず各国の販売価格を把握できる仕組みを整え、輸出時負担金その他の経済的措置によって、販売又は転売のため国外へ搬出することによって内外価格差による転売利益が生じない仕組みとすることが考えられる。

9 スマートフォンを「都市鉱山」と位置付け、最終処分を国家的な資源政策として管理すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～54 頁 (PDF56～58 頁) [端末販売・端末購入プログラムに関する評価部分]

最新端末の海外流出規制と、使用済み端末の資源回収は目的を異にする。

最新端末の海外流出を管理する目的は、国民が最新端末を国内で利用できる機会を確保し、国内市場における適正な価格形成を実現することにある。

一方、使用済み端末の回収は、端末に含まれる有用資源を国内で再資源化し、再利用するための政策である。スマートフォンには金、銀、銅その他の有用金属・重要鉱物が含まれている。資源の多くを海外へ依存する日本にとって、国内に蓄積された膨大な数の電子機器は「都市鉱山」である。

したがって端末政策を、販売時点だけで終わらせてはならない。国内では所有、売却、譲渡、修理、中古流通を自由にし、可能な限り長く端末として利用する。そして最終的に端末として利用できなくなった段階では、国又は指定された回収制度へ引き渡し、有用資源を国内で再資源化し、再利用する仕組みを構築する。

例えば最終所有者が指定窓口へ端末を引き渡した場合、一定額の資源返還協力金を支給することも考えられる。これは単なる中古端末の買取りではない。死蔵、不適正処分又は資源の国外流出を防ぎ、国内の資源循環に供したことに対する政策的な対価である。

10 残価設定型端末販売は、残価率だけでなく取引全体を検証すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁） 評価レポート案は、端末購入プログラムについて、業界団体が公表する中古市場の買収実績を参照して残価率を算出する現行ルールの下で、一部機種が残価率が「本来の市場価値」から大きく乖離しているケースがあるとして、残価率算出ルールの見直しを提案している（評価レポート案本文 53～54 頁、PDF57～58 頁）。 残価率が本来の市場価値から乖離することには、適正な価格設定という観点から検証すべき問題がある。一方で、利益提供規制の下で残価設定型プログラムが強い販売促進手段として用いられるようになったこととの関係も含め、制度全体を検証すべきではないか。 利用者保護の観点からより重要なのは、残価率という一つの数値だけではなく、広告、説明、契約、返却及び査定各段階において、利用者に不利益な取扱いがないかを検証することである。 現在の返却型購入プログラムでは、「月額 1 円」「2 年間総額 24 円」等、利用者が極めて低額で二年間端末を利用できると認識するに十分な広告が行われる例がある。販売現場でもレンタルに近いものとして説明されることがある一方、契約上は高額な端末を長期分割で購入し、一定時期に返却し、さらに査定基準を満たした場合に残債の支払いが免除される。 利用者が認識する取引と法的・経済的事態に乖離がないか、広告から返却・査定までを一体として検証すべきである。特に、価格その他の取引条件を実際より著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示を禁止する景品表示法第 5 条第 2 号（有利誤認表示）との関係も踏まえ、表示される低額負担と、返却・査定条件を含めた実際の負担との関係を確認すべきである。 11 二年間の通常使用で生じる劣化は「通常品」として査定すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁） スマートフォンは毎日携帯し、操作し、充電を繰り返す商品であり、バッテリーその他の経年劣化は避けられない。 二年前後で返却することを当初から予定する契約である以上、正常な使用によるバッテリー性能低下、軽微な擦り傷その他合理的に予測できる経年変化は、残価設定時に当然織り込み済みのものとみなし、通常品として査定すべきである。		
--	--	--

正常に使用した結果として生じる劣化を二年後の査定で不良品扱いし、追加負担を利用者へ求めるのであれば、返却を前提とした当初の価格表示との整合性に疑問が生じる。故意、重大な過失、改造等と通常使用による経年劣化を明確に区別すべきである。

12 返却査定には独立性と撤回権が必要である

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁）

返却の申込時点では査定結果や追加負担額が確定していないにもかかわらず、その後の査定結果にかかわらず申込みを撤回できないのであれば、利用者は将来の査定結果を事業者側に委ねたまま返却を確定させることとなり、いわば白紙委任に近い申込みとなる。返却後、経済的利害を有する事業者側が端末を査定し、その判断によって追加負担が決まる仕組みとしては、公平性に重大な疑問がある。

査定基準未達とする場合には、その理由及び客観的な根拠を利用者へ示した上で、メーカーその他の独立した第三者へ再査定を申し立てる制度を構築すべきである。

加えて、利用者が査定結果を受け入れない場合には、返却を撤回して端末の返還を受け、残債を従前どおり支払う選択権を保障すべきである。少なくとも、追加負担によって経済的利益を受ける事業者自身の判断だけで最終確定すべきではない。

13 残価設定型販売を行う場合には、補償込みレンタルも必ず併設すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53～54 頁（PDF57～58 頁）

残価設定型プログラムは、一定期間後に端末を返却することによって低い負担で最新端末を利用できることを強く訴求する販売方法である。返却を前提として利用する消費者にとって、その経済的実態はレンタルに近い。

そこで、通信事業者が残価設定型プログラムを提供する場合には、同一機種について、通常使用による経年劣化及び一定の事故等を補償に含むレンタル契約も必ず併設し、利用者が契約時に自由に選択できるようにすべきである。

レンタルには一律の最低利用期間を設けず、利用者が任意の時点で返却できる仕組みとすべきである。同一機種を同一期間利用し同一時点で返却する場合、返却される端末の市場価値は、残価設定型購入であるかレンタルであるかという契約形式だけで変わるものではない。加えて、レンタルでは端末の所有権は事業者側に留まり、返却後の端末の残存価値も事業者側に帰属する。このため、補償込みレンタルの利用者負担は、同一期間・同一返却時点における残価設定型プログラムの実質負担額と同等とすべきである。

通常使用によるバッテリー劣化、軽微な傷その他合理的に予測される経年変化はレンタル料金へ織り込み、盗難・紛失等については保険その他の補償制度によって対応する。虚偽の盗難申告等によって保険者を欺き、保険給付を受け、又は本来負担すべき端末代金等の支払を免れる行為については、詐欺罪その他既存の刑事法令によって対処すべきである。

一方、この制度は、通常の一括・分割による購入を妨げるものではない。

残価設定型販売を選択肢として残すのであれば、返却前提の利用者に対して、残価設定型と補償込みレンタルの双方を同じ画面・同じ説明の中で比較可能に提示し、利用者自身がどちらの契約形態を選ぶか判断できるようにすることが、取引の透明性向上にもつながる。

VI 通信契約・販売施策に関する諸問題

14 「通常の利用」の期間を事業者側の実態からも検証すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 53 頁（PDF57 頁）〔ホッピング・短期解約に関する評価部分〕

総務省は、短期解約者のいわゆるブラックリストの問題について、認定電気通信事業者は電気通信事業法第 121 条第 1 項により「正当な理由」がなければ電気通信役務の提供を拒否できず、利用者が「短期解約を行ったことがある」という事実のみでは、役務提供を拒否できる「正当な理由」には該当しないとの考え方を示している。これは、サービス利用意思を伴わない契約その他の具体的な問題行為への別の対策まで否定するものではないが、少なくとも契約期間が短いという事実それ自体と、不適切な契約行為とは区別して考えるべきことを示している。

一方、現在は一部の MNO で、一定時期以降に新規契約された個人回線について、契約から 1 年以内の解約に契約解除料を設定する制度が導入されている。こうした制度の存在自体と総務省の上記見解は直ちに矛盾するものではないとしても、「短期」という期間を契約者に経済的不利益を与える基準として用いるのであれば、その期間設定には客観的な説明が必要である。

そもそも通信契約は生活上重要なインフラであり、必要な時に必要な期間使用するものである。期間の定めのない契約について、何か月以上であれば「通常の利用」であると一律に評価することには慎重であるべきである。通話量やデータ通信量による評価も適切とは限らない。電話番号を維持するために契約を続ける場合など、利用量が少なくても契約目的は正当だからである。

そのため、「通常の利用期間」を先に定めるよりも、短期間で終了しても制度上成立する料金設計を目指す方が合理的ではないか。契約受付、本人確認、SIM 発行等に費用がかかるのであれば契約事務手数料として明示して回収し、事業者が販売戦略として無料にしたのであれば、その費用を自ら負担する判断をしたものと考えらるべきである。将

来継続利用された場合に得られるはずだった通信料金や利益は、当然に保障された収入ではない。 期間の定めのない契約について、一日で解約すること自体を直ちに不正視すべきではない。事業者が「通常の利用」という概念を用い、又は一定期間を解約時の経済的不利益の基準として用いるのであれば、その合理性を前記の属性別実利用期間によって説明すべきである。 特に、制度や販売施策を日常的に取り扱う通信業界関係者自身の平均契約継続期間は、期間基準を設計する上で重要な参照値となる。一般利用者に対し、通信業界関係者自身の平均的な利用期間を大きく超える継続を事実上求め、これを下回る解約に経済的不利益を課すのであれば、その合理性を客観的に説明すべきである。 15 利益提供上限を抜本的に見直すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 52～53 頁（PDF56～57 頁） 評価レポート案は、現時点で直ちに法第 27 条の 3 の規制を撤廃することは避けることが適当とする一方、中長期的には規制の撤廃・緩和を進める観点から評価軸を設定し、「規制の最小化の可否」を検討するとしている（評価レポート案本文 53 頁、PDF57 頁）。したがって、現行上限を当然の前提として固定化するのではなく、実際にどの弊害を防止しているのか、規制によってどの消費者利益が失われているのかを検証し、抜本的な見直しを行うべきである。 キャッシュバック、ポイント、端末値引き等をどこまで行うかは、本来、各事業者の販売戦略である。 還元を増やす事業者、料金を下げる事業者、通信品質へ投資する事業者、それぞれが競争すればよい。還元した結果、事業者の利益が減少するのであれば、それも経営判断である。事業者の収益を確保するために、行政が消費者の受けられる利益を一律に制限する必要はない。 また、新製品発売後も旧製品の価格が十分下がらず、在庫や需要に応じた価格競争まで阻害されるのであれば、消費者保護とは相反する。 還元を規制しても、その金額だけ通信料金が下がる保証はない。還元が消え、料金も端末価格も下がらないのであれば、失われるのは消費者利益だけである。 16 利益提供規制が販売市場を地下化させていないか検証すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 52～53 頁（PDF56～57 頁）		
--	--	--

評価レポート案は、端末代金の値引き等の誘引性に頼った競争慣行がなお継続しているとの関係者意見を、現行規制を直ちに撤廃しない理由の一つとして挙げている（評価レポート案本文 52～53 頁、PDF56～57 頁）。しかし、競争慣行が継続しているのであれば、その実態が公開された市場で行われているのか、それとも規制によって一般利用者から見えにくい販売経路へ移ったのかを区別して検証する必要がある。 利益提供規制の強化後、従来のようにチラシ、ウェブ、SNS 等で広く販売施策を広告するのではなく、店頭等の限定された場でのみ高額な還元を提示する販売方法が増えていないか、実態を検証する必要がある。私自身の経験でも、店頭でしか具体的な施策を案内しない、電話では回答しない、オンライン上に条件を残さないといった対応に接することがある。 問題なのは、規制上限との関係で公開広告に掲載しにくい高額還元が実際には残り、公開すれば規制違反又はその疑いが容易に把握されるため、店頭、口頭その他記録の残りにくい経路へ移行する誘因を制度が生じさせていないかという点である。利益提供規制によって高額還元そのものが消滅したのか、それとも一般利用者から見えない形へ移っただけなのかを調査すべきである。 さらに検証すべきなのが、俗に「手配師」などと呼ばれる、契約者を販売店等へ送り込む非公式な有償仲介者の存在である。販売代理店等が販売目標の達成等を目的として、このような仲介者へ対価を支払い、高額還元を伴う案件へ多数の契約者を集めている実態が存在するのであれば、極めて不健全である。 規制によって公開された広告が減少する一方、販売施策そのものは残り、その集客が閉鎖的な経路と有償仲介へ移行しているのであれば、規制によって競争が健全化されたとはいえない。むしろ販売条件が一般利用者から見えにくくなり、情報を得られる者と得られない者との格差を拡大させる。 販売事業者等又は契約者から対価を受け、非公式に契約者をあっせんして利益を得る行為については、その実態を調査し、必要な規制を検討すべきである。 利益提供の上限規制を撤廃又は抜本的に見直し、誰でも見ることのできる広告の下で、各社が堂々と価格、値引き及び還元を競争する市場へ戻す方が健全であると考え。 17 特典の分割付与は業界関係者自身の平均利用期間を超えず、通常利用時の実質還元額・負担額を明示すべき 【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文 53 頁（PDF57 頁） 評価レポート案は、ホッピング目的かどうかの特定が困難であると認めながら、短期解約への対応として「最長 12 か月間」、乗換え特典を分割付与できるよう見直すことを提案している（評価レポート案本文 53 頁、PDF57 頁）。分割付与そのものを全面的に否		
--	--	--

定する必要はないが、「12 か月」という期間を先に固定するのではなく、まず属性別の実利用期間を把握し、その実態から付与期間の上限を設計すべきである。

契約時点で総額が確定した加入特典を毎月少額ずつ付与し、受取りのために長期間契約を継続させることは、実質的な転出抑止となり、表示された還元額と実際に受け取れる利益との乖離を生じさせる。

電気通信事業法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号は、契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を禁止対象に置いている。分割還元についても、この規定の趣旨を踏まえ、形式上「特典」であることだけでなく、受取りのための期間拘束が MNP を不当に妨げる効果を持たないかという観点から設計すべきである。

特典の分割付与を認める場合、その最長付与期間は、前記調査によって把握した①通信業界関係者自身の平均契約継続期間を上限とすべきである。制度及び販売施策を熟知する業界関係者自身が平均的に利用する期間を超えて、③の一般利用者にだけ特典受取りのための継続を求めるのであれば、その必要性を特に厳格に説明すべきである。

契約時に確定した特典を分割する場合、各回の付与額は、少なくとも当該回線について契約時点で確定している当月の月額固定料金その他の固定的支払額以上とすべきである。契約初月に契約事務手数料その他の固定費が発生する場合には、初回付与額についてこれも考慮する。

特典の分割付与は、契約時に確定していた総額を月単位に分けるものである。初回分は契約時、二回目以降は各月の月初に満額付与し、当該月の利用日数を理由として日割り、減額又は失効させるべきではない。

付与された還元については、利用者が、(ア) 当月の通信料金、契約事務手数料その他の請求への値引き充当、又は(イ) ポイント、キャッシュバックその他の方法による受取り、を選択できるようにすべきである。会計・税務上は、料金そのものの値引きと支払手段としてのポイント利用を区別して整理すべきである。

さらに、広告又は契約時に特典の総額を表示する場合には、分割付与の条件及び各回の付与時期・金額だけでなく、通常の利用において実際に受け取ることでできる還元額と実質的な負担額を併せて表示することを義務付けるべきである。標準ケースには、前記調査によって把握した③の一般利用者の平均契約継続日数を用い、その期間だけ利用して MNP 転出した場合を示すことが適当である。

その表示では、各月ごとに少なくとも、月額料金その他の請求額、各種割引額、当月の特典付与額、料金値引きへの充当額、ポイント・キャッシュバック等として別途受け取る額及び実支払額を明示し、平均利用期間までの累計支払額、累計還元額及び最終的な実質負担額を示すべきである。契約事務手数料、必須オプション、端末代金、工事費その他契約時点で算定できる固定的な費用・利益も含めるべきである。

また、平均利用期間で MNP 転出した場合に契約解除料その他の固定的負担が発生する場合はこれを含め、端末代金、工事費、返却義務、プログラム利用料その他の支払義

務が転出後も残る場合には、全ての支払義務が終了するまでの支払予定及び総額も示すべきである。これにより、広告上の最大還元額ではなく、通常の利用において実際に受け取る還元額と負担額を、利用者が契約前に把握できる。

この表示を単なる概算にとどめず、利用者が契約内容を変更せず、従量通信、国際通信その他利用量に応じる費用が増加していない場合には、契約時点で確定した固定料金について、提示した月別金額及び総額を超えて請求できない仕組みを検討すべきである。これは、契約手続き時の設定誤りや、セット割等の適用漏れなど事業者側の事務処理に起因する齟齬によって、契約時に説明された金額を超える負担を利用者へ転嫁しないためである。利用者が後からプランやオプションを変更した場合は、その時点で新たな支払予定と上限額を提示すればよい。

18 社会インフラとして、行政が基準を定める低容量・低価格の基礎プランを義務付けるべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 15 頁・52 頁（PDF19 頁・56 頁）〔利用者の選択環境・競争促進に関する評価部分〕

スマートフォン利用者には、月数 GB 程度の比較的少ないモバイルデータ通信量しか利用しない層も多い。低容量を名称上掲げるプランが存在するだけでは十分ではなく、大容量・無制限プランと比べて、最低限の通信利用に見合った実質的に低廉な料金となっているかが重要である。

携帯通信が社会生活に不可欠なインフラとなっていることを踏まえ、総務省が最低限の通信利用を確保するための「基礎的料金プラン」の要件を定め、すべての MNO にその提供を義務付けるべきである。例えば、高速データ通信を月 1GB 程度利用でき、容量超過後は低速化又は通信停止とし、利用者の明示的な申込みなしに追加料金が自動的に発生しないものとする。また、家族契約、固定通信、電気、クレジットカードその他の付帯契約を条件とせず、単独で契約できるものとすべきである。

この基礎プランの料金上限は、単に「低廉」といった抽象的な基準や恣意的な固定額によるのではなく、各 MNO の接続会計その他の客観的な原価資料を基礎として、一回線当たりの基礎的なネットワーク費用、標準的な低容量通信に対応する費用、請求・顧客管理等の小売業務に必要な合理的費用及び適正な利潤を反映し、総務省が定期的に算定・公表する仕組みとすることが考えられる。料金上限への適合は、家族割、固定通信とのセット割、指定クレジットカード等による割引を適用しない単独契約時の料金で判定すべきである。

この基礎プラン以外の料金については、各事業者が自由に設計し、料金、容量、通信品質、付加サービス等で競争すればよい。社会インフラとして最低限必要な通信につい

てのみ客観的な基準を設け、その外側では料金設定の自由と競争を最大限尊重する制度が望ましい。

19 MNP 転出時の役務提供期間と料金請求を整合させるべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和 7 年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 52～53 頁（PDF56～57 頁）〔利用者の乗換え・契約解除に関する評価部分〕

MNP 転出では、転出先への切替えによって旧事業者の役務提供が月途中で終了し、その後も旧事業者の役務を月末まで利用し続けることを利用者が選択することは実質的にできない。それにもかかわらず旧事業者の月額料金を一か月分満額請求する取扱い、利用者に MNP 転出を思いとどまらせ、又は月末近くまで先送りさせる経済的な抑止効果を持ち得る。

電気通信事業法第 27 条の 3 第 2 項第 2 号は、契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件を禁止対象に置いている。したがって、形式的に「解約金」という名称を用いているか否かだけでなく、MNP 転出によって利用者に生じる経済的不利益が、実質的に契約解除を妨げる効果を持つかという観点から検証すべきである。

役務提供そのものが月途中で終了する以上、月額料金及びその月に適用される各種割引については、同一の基準で役務提供期間に応じて計算することを基本とすべきである。基本料金は満額請求する一方、MNP 転出を理由として当月の割引だけを全額失効させるなど、事業者により有利な部分だけ異なる計算方法を用いることは、実質的な転出障壁となり得る。

民法第 548 条の 2 第 2 項は、定型約款について、取引の態様及びその実情等に照らして信義則に反し相手方の利益を一方的に害する条項を契約内容から排除する規律を置いている。また、消費者契約法第 10 条は、消費者の権利を制限し又は義務を加重し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項を無効としている。MNP という取引の態様及び実情に照らし、利用者が月末まで役務提供を受ける選択肢を持たないにもかかわらず、役務提供を受けられない期間を含む一か月分の料金を一律に負担させる条項が合理的なのか、これらの定型約款・消費者契約上の規律との関係も含めて検証すべきである。

比較・検証に当たっては、前記の③一般利用者の平均契約継続日数を用い、その平均日数が経過する日が月初 2 日となるよう仮定の契約開始日を調整した統一的なモデルケースを用いることも考えられる。これは平均契約継続日数そのものを変更するものではなく、月初 1 日に特殊な料金計算が行われる場合を避けつつ、月初直後に役務提供が終了した場合の満額請求、割引、分割特典及び契約解除料の取扱いを同一条件で比較するためのものである。

形式的な「解約金」の有無だけでなく、MNPによって利用者に生じる経済的不利益の総額と転出抑止効果を評価すべきである。

20 契約管理上の手続によって、利用者が求めている経済的不利益を生じさせる取扱いも検証すべき

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」

【該当箇所】本文 15 頁・52 頁（PDF19 頁・56 頁）〔利用者の選択環境・利用者利益に関する評価部分〕

通信契約では、料金プランや回線そのものだけでなく、代表回線、請求グループ、支払方法等の管理上の設定変更によって、利用者が意図していない経済的不利益が生じる場合がある。

例えば NTT ドコモは、一括請求サービスの代表回線変更後、支払方法を請求書払いへ変更し、口座振替又はクレジットカード払いを利用するためには、新代表回線契約者から改めて申込みが必要であると案内している。また、請求書払いへの変更に伴い、条件によって請求書等発行手数料や請求書取扱事務手数料が発生し得る。

利用者が求めているのが代表回線の変更だけであるにもかかわらず、従前の支払方法まで一旦失効させることにより、再設定までの間に手数料が発生し、支払方法に連動する割引、ポイントその他の利益にも影響が生じるのであれば、その必要性和合理性を検証すべきである。

事業者がオンライン手続を提供・推奨するのであれば、手続そのものを完了できることだけでなく、その手続に伴って自動的に変更される契約条件、料金、割引、ポイント、手数料その他の経済的影響を、確定操作の前に具体的かつ容易に理解できる形で示すべきである。

また、利用者が変更を求めている既存の支払方法を維持できるのであれば継続し、技術上又は契約上それが困難である場合でも、代表回線変更等と同時に新たな支払方法を選択・設定できる仕組みとすべきである。

約款にその取扱いを記載していることのみで利用者への不利益を当然に正当化するのではなく、民法第 548 条の 2 第 2 項及び消費者契約法第 10 条が定型約款・消費者契約における一方的な不利益条項を制限している趣旨も踏まえ、取引の実情に照らした必要性、合理性及び説明の十分性を検証すべきである。

継続的な料金回収を要するサービスにおいて、利用者が変更を求めている有効な支払方法を一旦失効させる必要性は判然とせず、早急な改善が望まれる。

VII まとめ

21 規制の量ではなく、規制する場所を変えるべきである

【対象】「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価（令和7年度）評価レポート（案）」 【該当箇所】本文2頁・15頁・52～54頁（PDF6頁・19頁・56～58頁） 現在の問題は、規制が足りないことではない。 規制する場所が違うのではないか。 一般利用者が乗り換えるから、乗換えを不利にする。 還元を受けるから、還元を制限する。 安く端末を買うから、値引きを制限する。 転売されるから、国内販売価格を高くする。 この方法が続ければ、制度は複雑になり、正常な利用者の利益だけが少しずつ失われていく。 そうではなく、 契約は自由にする。 MNPも自由にする。 価格競争も自由にする。 値引き・還元も自由にする。 国内での端末所有・売買・中古流通も自由にする。 その自由の外側で、 業界関係者及びこれに付随する受益を一般利用者のホッピング統計から分離する。 業界内部への一般向け還元の反復取得を遮断し、その代わり必要な通信・福利厚生は透明な従事者向け制度として提供する。 業界内部の利益相反的な受益構造を調査する。 非公式な有償仲介を規制する。 国内の正常な中古流通を守りながら、内外価格差を利用した商業的海外流出へ直接対応する。 不透明な残価型販売と一方的査定を規制し、残価設定型販売を行う場合には補償込みレンタルも比較可能な選択肢として併設する。 分割特典について、拘束期間の上限と通常利用時の実質還元額・負担額の表示を制度化する。 社会インフラとして最低限の通信を確保するため、客観的な原価資料を基礎とした低容量・低価格の基礎プランを全MNOに義務付ける。 契約解除を不当に妨げる料金・特典設計を検証する。 約款や契約管理上の手続によって、利用者が求めている経済的不利益を一方的に生じさせる取扱いを検証する。 最後は都市鉱山として有用資源を国内で再資源化し、再利用する。 この方向へ政策を転換すべきである。 通信政策の目的は、通信事業者を競争から守ることではない。		
---	--	--

国民が安価で質の高い通信を利用でき、最新技術へアクセスでき、その利用から新しい発想、サービス、産業が生まれる環境を作ること。そして限りある資源を次の世代へ循環させることである。 自由競争を規制するための制度ではなく、自由競争を守るための規制へ。 評価レポート案自身が、第 27 条の 3 の規制には競争制限的な側面があり、目的に見合った必要最小限のものとすべきであるとしている。であるならば、まず問題を生じさせている主体と行為を特定し、その部分へ直接対応し、それでもなお一般利用者全体への規制が必要なのかを検証する順序とすべきである。 ホッピング対策を契機として、通信料金、利益提供、端末販売、業界内部取引、海外流出及び資源循環を個別の問題として継ぎ足すのではなく、国民全体の利益と日本の将来を見据えた制度へ抜本的に再構築することを求める。 【個人 4】		
---	--	--

その他

意見25 「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会」の構成員に関する質問。		
123 頁「利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会」の主任が東京大学教授など、東京大学関係者に偏重している。ネットワーク構築に携わる現場を理解しているものや、たたき上げで我が国の IT に貢献してきたものを選定していないのはなぜか。 【個人 5】	○ 本件は、令和 7 年度評価レポート（案）について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。	無